

# 補助対象期間について

## 補助対象利子

- ・ **最初の利子返済日から3年以内**に返済した利子。  
※第1回目から第36回目までの利子返済分が対象です。

## 令和5年度交付予定額

- ・ **令和5年1月1日から令和5年12月31日まで**に返済した上記補助対象利子のうち、年1%の利率に相当する額を上限として算出します。  
※利率が年1%を超える場合は利率を年1%として計算した額（1円未満切り捨て）、利率が年1%以下の場合は、返済した補助対象利子全額

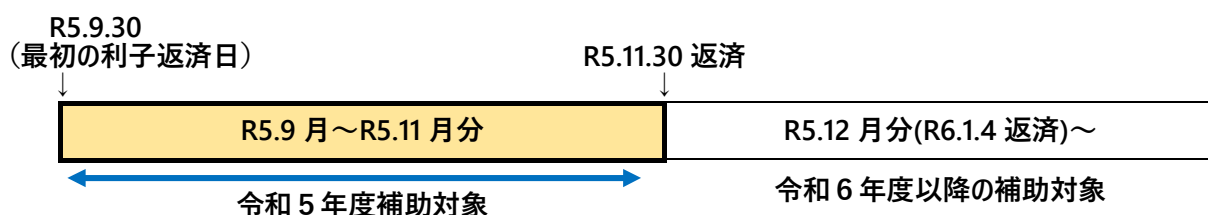
## 注意事項

- ・ **令和2年に最初の利子を返済した事業者につきましては、令和5年の途中で補助対象期間が終了します。**金融機関にて証明を受けた返済状況をもとに、補助対象利子及び交付申請額を算出していただきますようお願いいたします。
- ・ 返済日が月末の場合、12月31日が金融機関の年末年始休業日にあたるため、12月分は翌年1月に支払うこととなります。この場合、12月分は翌年度の補助対象となります。※下記「補助対象期間の例」1を参照

## 補助対象期間の例

### 1. 令和5年9月30日に利子返済を開始したケース（月末返済の場合）

- ・ 最初の利子返済日：令和5年9月30日
- ・ 補助対象期間：令和5年9月30日～令和7年9月29日
- ・ 令和5年度の補助対象期間：令和5年9月30日～令和5年12月31日
- ・ 12月分の返済期日：令和5年12月31日
- ※12月分は、返済予定期日が金融機関の年末休業日のため、引き落としが翌年1月4日になるため、**令和6年度の補助対象**となります。



### 2. 令和5年8月分で補助対象期間が終了するケース（毎月10日返済の場合）

- ・ 最初の利子返済日：令和2年9月10日
- ・ 補助対象期間：令和2年9月10日～令和5年9月9日
- ・ 令和5年度の補助対象期間：令和5年1月1日～令和5年9月9日

